

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(26)……………2
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則(27)……………2
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(28)……………2

### 訓 令 甲

- 世田谷区区案決定手続規程の一部改正(12)……………2
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正(13)……………2

### 告 示

- 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館の供用中止の告示(206)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(207)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(208)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(209)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(210)……………2
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示(211)……………2
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(212)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(213)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(214)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(215)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(216)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(217)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(218)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(219)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(220)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(221)……………4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(222)……………4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示

- (223)……………4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(224)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(225)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(226)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(227)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(228)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(229)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(230)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(231)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(232)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(233)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(234)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(235)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(236)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(237)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(238)……………5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(239)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(240)……………5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(241)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(242)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(243)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(244)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(245)……………6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(246)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(247)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(248)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(249)……………7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(250)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(251)……………7

- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(252)……………7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示(253)……………7
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示(254)……………7
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(255)……………7
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示(256)……………7
- 世田谷区自転車条例に基づく自転車等放置禁止区域の指定の告示(257)……………7

### 公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(22)……………8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(23)……………8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(24)……………8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(25)……………8
- 建築基準法に基づく建築協定書提出の公告(26)……………8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(27)……………8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(28)……………9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(29)……………9

### 規 則(教)

- 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則(11)……………9

### 訓 令 甲(教)

- 世田谷区幼稚園教職員服務監察規程(1)……………9
- 世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会規程(2)……………10

### 告 示(選)

- 公職選挙法に基づく令和元年9月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を定める告示(47)……………10

### 告 示(農)

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(8)……………10

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。  
令和元年8月30日  
世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区規則第26号**  
世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 世田谷区規則第27号**  
世田谷区公印規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第28号**  
世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

# 世田谷区公報

<p>世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則</p> <p>世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例(平成31年3月世田谷区条例第1号。以下「改正条例」という。)のうち世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区</p>	<p>条例第47号)別表第1の2の部世田谷区立梅丘地区会館の項の改正規定及び同条例別表第3の2の部世田谷区立梅丘地区会館の項の改正規定の施行期日は令和元年11月18日とし、改正条例附則第3項の規定の施行期日は同年8月30日とする。</p>	<p>規則</p> <p>世田谷区公印規則(平成元年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表2の部中8の項を9の項とし、2の項から7の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。</p>
<p>世田谷区公印規則の一部を改正する</p>		

2	同	方15ミリメートル	プレミアム付商品券事務用	商業課長
---	---	-----------	--------------	------

<p>附 則</p> <p>この規則は、令和元年9月2日から施行する。</p> <p>世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則</p> <p>世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(平成31年3月世田谷区条例第4号)の施行期日は、令和元年9月2日とする。ただし、世田谷区出張所設置条例(昭和40年3月世田谷区条例第2号)別表第2世田谷区梅丘まちづくりセンターの項の改正規定の施行期日は、令和元年11月25日とする。</p>	<p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館</p> <p>2 位置 東京都世田谷区代沢二丁目37番18号</p> <p>◎世田谷区告示第207号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年8月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年8月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区奥沢一丁目214番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 15.91メートル 幅員 0.23メートルから0.25メートルまで 面積 3.90平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年8月1日</p> <p>◎世田谷区告示第208号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和元年8月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年8月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区奥沢一丁目214番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.08メートル 幅員 0.23メートル 面積 0.01平方メートル</p> <p>◎世田谷区告示第209号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年8月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>	<p>令和元年8月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区祖師谷四丁目323番12の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.64メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.58平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年8月1日</p> <p>◎世田谷区告示第210号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和元年8月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年8月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区祖師谷四丁目323番12の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.05メートル 幅員 0.18メートル 面積 0.009平方メートル</p> <p>◎世田谷区告示第211号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和元年8月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年8月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 43-D317-08</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区砧六丁目126番114</p> <p>3 供用開始の区域 延長 1.82メートル 幅員 0.00メートルから0.28メートルまで 面積 0.25平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年8月1日</p>
<p>訓 令 甲</p> <p>◎世田谷区訓令甲第12号 庁 中 一 般 世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。 令和元年8月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>別表15の2の部建築安全課の款1の項区長決定の欄第1号中「基づき」の次に「著しく」を加え、同項課長決定の欄に次の1号を加える。</p> <p>2 法第9条の4の規定に基づき保安上危険な建築物等の維持保全に必要な指導及び助言をすること。</p>		
<p>訓 令 甲</p> <p>◎世田谷区訓令甲第13号 庁 中 一 般 総 合 支 所 保 健 所 出 張 所 事 業 所 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(平成10年4月世田谷区訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。 令和元年8月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>別表青少年交流センター池之上青少年会館の部中「午後5時15分まで」を「午後7時15分までの間とし、その割振りは別に定める。」に改める。</p>		
<p>告 示</p> <p>◎世田谷区告示第206号 次の世田谷区立青少年交流センターは、令和元年8月1日から令和2年3月16日までの期間その供用を中止する。 令和元年8月1日</p>		

◎世田谷区告示第212号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

こめ関係図面は、令和元年8月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
43-D317-09
- 2 変更の区間  
世田谷区砧六丁目126番127
- 3 変更の区域  
延長 17.05メートル  
幅員 0.01メートルから  
0.28メートルまで  
面積 5.13平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月1日

◎世田谷区告示第213号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月2日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬三丁目845番7
- 3 変更の区域  
延長 69.57メートル  
幅員 0.61メートルから  
0.64メートルまで  
面積 43.68平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月2日

◎世田谷区告示第214号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
(1) 43-D412-06  
(2) 43-D412-07
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区砧六丁目126番125  
(2) 世田谷区砧六丁目126番124から126番128まで
- 3 変更の区域  
(1) 延長 1.48メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.27メートルまで  
面積 0.21平方メートル

- (2) 延長 22.19メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.15メートルまで
- 面積 2.52平方メートル

- 4 供用開始の期日  
令和元年8月5日

◎世田谷区告示第215号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D290-08
- 2 変更の区間  
世田谷区梅丘一丁目2093番18の内  
から2093番19の内まで
- 3 変更の区域  
延長 9.27メートル  
幅員 0.19メートルから  
0.21メートルまで  
面積 1.90平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月5日

◎世田谷区告示第216号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
44-21
- 2 変更の区間  
世田谷区若林三丁目225番6の内
- 3 変更の区域  
延長 8.00メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.20メートルまで  
面積 1.52平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月7日

◎世田谷区告示第217号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年8月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
44-21
- 2 変更の区間  
世田谷区若林三丁目225番6の内
- 3 変更の区域  
延長 0.01メートル

- 幅員 0.07メートル
- 面積 0.001平方メートル

◎世田谷区告示第218号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区宮坂三丁目2356番3の内
- 3 変更の区域  
延長 1.77メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.009メートルまで  
面積 1.39平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月7日

◎世田谷区告示第219号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-D074-03
- 2 変更の区間  
世田谷区宮坂三丁目2356番3の内
- 3 変更の区域  
延長 16.39メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.18メートルまで  
面積 2.96平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月7日

◎世田谷区告示第220号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
31-14
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂三丁目444番18の内
- 3 変更の区域  
延長 5.96メートル  
幅員 0.21メートルから  
0.23メートルまで  
面積 1.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月8日

◎世田谷区告示第221号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-G155
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂三丁目444番18の内
- 3 変更の区域  
延長 8.53メートル  
幅員 0.24メートルから  
0.25メートルまで  
面積 2.14平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月8日

◎世田谷区告示第222号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和元年8月13日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第223号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和元年8月13日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第224号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2項の規定により告示する。

令和元年8月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
木下の介護グループホーム下高井戸
- 2 事業所の所在地  
東京都杉並区下高井戸二丁目18番15号
- 3 事業者の名称  
株式会社木下の介護
- 4 廃止届受理年月日  
令和元年7月16日
- 5 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第225号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢五丁目811番79の内
- 3 変更の区域  
延長 7.61メートル  
幅員 0.21メートルから  
0.28メートルまで  
面積 1.91平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月14日

◎世田谷区告示第226号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目635番7
- 3 変更の区域  
延長 9.06メートル  
幅員 1.16メートルから  
1.17メートルまで  
面積 10.55平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月14日

◎世田谷区告示第227号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜一丁目655番25
- 3 変更の区域  
延長 15.08メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.63メートルまで  
面積 9.59平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月14日

◎世田谷区告示第228号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢一丁目448番30の内
- 3 変更の区域  
延長 9.40メートル  
幅員 0.62メートル  
面積 5.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月14日

◎世田谷区告示第229号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜丘五丁目2866番1の内
- 3 変更の区域  
延長 10.29メートル  
幅員 0.61メートルから  
0.64メートルまで  
面積 6.38平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月14日

◎世田谷区告示第230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
32-9
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木一丁目1189番1の内から1189番90の内まで
- 3 変更の区域  
延長 17.89メートル  
幅員 0.15メートルから  
0.18メートルまで  
面積 2.94平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月14日

◎世田谷区告示第231号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月15日から

15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
  - (1) 28-1
  - (2) 28-1
- 2 変更の区間
  - (1) 世田谷区代田三丁目774番3
  - (2) 世田谷区代田三丁目774番2の内から779番5の内まで
- 3 変更の区域
  - (1) 延長 10.22メートル  
幅員 0.13メートルから0.14メートルまで  
面積 1.42平方メートル
  - (2) 延長 15.63メートル  
幅員 0.21メートルから0.24メートルまで  
面積 3.61平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月15日

◎世田谷区告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年8月15日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区梅丘二丁目1297番3の内
- 3 変更の区域
  - 延長 0.10メートル
  - 幅員 0.64メートル
  - 面積 0.06平方メートル

◎世田谷区告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月15日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区梅丘二丁目1297番3の内
- 3 変更の区域
  - 延長 18.68メートル
  - 幅員 0.57メートルから0.64メートルまで
  - 面積 11.32平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月15日

◎世田谷区告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤五丁目502番87の内
- 3 変更の区域
  - 延長 8.68メートル
  - 幅員 0.09メートルから0.12メートルまで
  - 面積 0.97平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月19日

◎世田谷区告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢四丁目157番11の内
- 3 変更の区域
  - 延長 12.87メートル
  - 幅員 0.62メートルから0.65メートルまで
  - 面積 8.20平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月19日

◎世田谷区告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区玉川三丁目164番1の内
- 3 変更の区域
  - 延長 0.37メートル
  - 幅員 1.08メートル
  - 面積 0.38平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月20日

◎世田谷区告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区太子堂二丁目323番26から323番27まで
- 3 供用開始の区域
  - 延長 7.24メートル
  - 幅員 1.62メートルから1.63メートルまで
  - 面積 11.81平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月20日

◎世田谷区告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区三宿一丁目320番8から320番24まで
- 3 供用開始の区域
  - 延長 3.03メートル
  - 幅員 1.62メートル
  - 面積 6.27平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月20日

◎世田谷区告示第239号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-D220-01
- 2 変更の区間  
世田谷区下馬五丁目35番24の内
- 3 変更の区域
  - 延長 10.24メートル
  - 幅員 0.62メートルから0.65メートルまで
  - 面積 6.59平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月20日

◎世田谷区告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月20日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区上馬三丁目864番25の内
- (2) 世田谷区上馬三丁目864番25の内

3 変更の区域

- (1) 延長 11.37メートル  
幅員 0.02メートルから  
0.21メートルまで  
面積 1.95平方メートル
- (2) 延長 2.47メートル  
幅員 0.63メートルから  
0.64メートルまで  
面積 1.68平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年8月20日

◎世田谷区告示第241号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月20日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

- (1) 12-G055
- (2) 12-G054

2 変更の区間

- (1) 世田谷区太子堂二丁目263番7
- (2) 世田谷区太子堂二丁目263番9

3 変更の区域

- (1) 延長 19.59メートル  
幅員 0.07メートルから  
1.01メートルまで  
面積 6.53平方メートル
- (2) 延長 32.92メートル  
幅員 1.17メートルから  
2.01メートルまで  
面積 63.64平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年8月20日

◎世田谷区告示第242号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月20日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

47-31

2 変更の区間

- 世田谷区船橋三丁目214番3から214番63まで

3 変更の区域

- 延長 26.24メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.15メートルまで  
面積 2.12平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年8月20日

◎世田谷区告示第243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月21日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

35-37

2 変更の区間

- 世田谷区野沢三丁目121番26から121番25まで

3 変更の区域

- 延長 15.73メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 2.84平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年8月21日

◎世田谷区告示第244号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月21日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

- 世田谷区桜丘三丁目2707番58の内から2707番59の内まで

3 変更の区域

- 延長 15.07メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.15メートルまで  
面積 2.28平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年8月21日

◎世田谷区告示第245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月22日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月22日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

45-19

2 変更の区間

- 世田谷区南鳥山六丁目1877番11から1876番10まで

3 変更の区域

- 延長 67.97メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 68.87平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年8月22日

◎世田谷区告示第246号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和元年8月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 グループホーム 新別府一燈園
- 2 事業所の所在地 大分県別府市大字鶴見字新別府3051番地の3
- 3 事業者の名称 社会福祉法人一燈園
- 4 廃止届受理年月日 令和元年7月31日
- 5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月26日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

- 世田谷区三宿二丁目392番9の内

3 変更の区域

- 延長 6.99メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.23平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年8月26日

◎世田谷区告示第248号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月26日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

11-G101

2 変更の区間

- 世田谷区代沢一丁目126番40の内

3 変更の区域

- 延長 7.87メートル  
幅員 0.68メートルから  
0.70メートルまで  
面積 5.47平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年8月26日

◎世田谷区告示第249号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-D143-01
- 2 変更の区間  
世田谷区船橋四丁目420番6から418番16の内まで
- 3 変更の区域  
延長 16.76メートル  
幅員 0.08メートルから  
0.15メートルまで  
面積 2.03平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月26日

◎世田谷区告示第250号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年8月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
デイサービスとことこ西野川
- 2 事業所の所在地  
東京都狛江市西野川四丁目34番11号
- 3 事業者の名称  
株式会社シエル
- 4 廃止届受理年月日  
令和元年8月15日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第251号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-36
- 2 供用開始の区間  
世田谷区代田三丁目744番8から744番10まで
- 3 供用開始の区域  
延長 15.30メートル  
幅員 2.61メートルから  
3.05メートルまで  
面積 38.74平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和元年8月27日

◎世田谷区告示第252号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年8月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
グループホーム日高苑
- 2 事業所の所在地  
埼玉県日高市大字旭ヶ丘299番地3
- 3 事業者の名称  
株式会社市進ケアサービス
- 4 廃止届受理年月日  
令和元年7月24日
- 5 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和元年8月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
特定非営利活動法人ら・ら・ら
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区野毛二丁目28番23号
- 3 事業所の名称  
イクツアルポック相談室
- 4 事業所の所在地  
東京都世田谷区野毛二丁目28番23号B棟
- 5 事業所番号  
1331203446
- 6 事業の種類  
特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者  
精神障害者及び障害児
- 8 廃止の年月日  
令和元年9月10日

◎世田谷区告示第254号

児童福祉法(昭和22年法律第164条)第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和元年8月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
特定非営利活動法人ら・ら・ら
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区野毛二丁目28番23号

- 3 事業所の名称  
イクツアルポック相談室
- 4 事業所の所在地  
東京都世田谷区野毛二丁目28番23号B棟
- 5 事業所番号  
1371200518
- 6 事業の種類  
障害児相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者  
精神障害者及び障害児
- 8 廃止の年月日  
令和元年9月10日

◎世田谷区告示第255号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年8月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
第2827号
- 2 指定年月日  
令和元年8月28日
- 3 指定の位置  
世田谷区若林二丁目510番2の一部
- 4 道路の幅員  
4.00メートル
- 5 道路の延長  
25.49メートル
- 6 申請者氏名  
近藤 嘉一郎

◎世田谷区告示第256号

令和元年5月14日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。

なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。

令和元年8月30日

世田谷区長 保坂展人

住民票の写し

- 1 住所及び氏名  
住所 東京都世田谷区宇奈根一丁目22番15号エルミタージュ107  
氏名 吉田 光寿
- 2 交付年月日  
令和元年5月28日に交付されたもの  
令和元年6月6日に交付されたもの

◎世田谷区告示第257号

世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)第37条第1項の規定により、令和元年9月1日から次の区域を自転車等放置禁止区域として指定するので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年8月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 禁止区域の名称  
小田急電鉄小田原線東北沢駅周辺自転車等放置禁止区域

2 指定の区域

整理番号	区域の種類	指定の区域
東北1	特別区道等	世田谷区北沢三丁目5番先から北沢三丁目1番先まで
東北2	特別区道	世田谷区北沢三丁目13番先から北沢一丁目23番先まで
東北3	特別区道	世田谷区北沢三丁目6番先から北沢三丁目1番先まで
東北4	特別区道	世田谷区北沢三丁目1番地内
東北5	特別区道	世田谷区北沢三丁目7番先から北沢三丁目1番先まで
東北6	特別区道	世田谷区北沢三丁目1番地内
東北7	特別区道	世田谷区北沢三丁目8番先から北沢一丁目21番先まで
東北8	特別区道	世田谷区北沢一丁目22番先から北沢一丁目23番先まで
東北9	特別区道	世田谷区北沢一丁目19番先から北沢一丁目21番先まで
東北10	区管理道路	世田谷区北沢三丁目6番先から北沢三丁目7番先まで
東北11	区管理道路	世田谷区北沢三丁目8番地内
東北12	区管理道路等	世田谷区北沢三丁目8番先から北沢一丁目22番先まで
東北13	公園	世田谷区北沢三丁目7番2号(世田谷区立北沢かいどうひろば公園)

3 指定日

令和元年 9月1日

4 指定の区域図

別図のとおり

別図省略

公 告

◎世田谷区公告第22号

開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和元年 8月1日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区船橋三丁目206番41 206番42 206番43 206番44 206番45	愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号 トヨタホーム株式会社 代表取締役 後藤裕司

◎世田谷区公告第23号

開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和元年 8月1日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区北烏山九丁目	東京都中央区日本橋三丁目3番9

2034番1  
2034番36

号  
株式会社オールクリエーション  
代表取締役 喜屋武修

◎世田谷区公告第24号

開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和元年 8月6日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区瀬田四丁目338番21 338番21先無番の一部	徳島県鳴門市大麻町松字東山田57番地10 社会福祉法人緑樹会 理事長 柏木 知美

◎世田谷区公告第25号

開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和元年 8月8日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区成城三丁目236番7 236番18 1267番24の一部	神奈川県川崎市高津区下作延四丁目14番1号 株式会社末長企画 代表取締役 根本

1267番31の一部 彰

◎世田谷区公告第26号

建築協定書の提出があったことについて  
 建築基準法(昭和25年法律第201号)第74条第2項の規定により準用する同法第70条第1項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域等を変更する建築協定書の提出があったので、同法第74条第2項の規定により準用する同法第71条の規定に基づき次のとおり公告し、関係人の縦覧に供する。  
 なお、本協定に異議のある者は、文書をもって区長に申し出ることができる。  
 令和元年 8月8日  
 世田谷区長 保坂展人

1 名称

世田谷区桜丘2丁目街づくりの会 建築協定

2 目的

建築物の敷地、位置、構造、形態及び意匠に関する基準を定め、住みやすい住環境の保全及び向上を図ることによって、地域住民が将来ともに生き生きと暮らし続けられる環境づくりをめざすことを目的とする。

3 建築協定区域(地名地番)

(変更前) 東京都世田谷区桜丘二丁目2936番3及び12、2937番1、6、10、11、15、20、21、26、27及び28並びに2941番10及び13

(変更後) 東京都世田谷区桜丘二丁目2936番3及び12、2937番1、6、10、11、15、20、26、27及び28並びに2941番10及び13

4 建築協定区域隣接地の区域(地名地番)

東京都世田谷区桜丘二丁目2937番7、19、23及び24、2938番1並びに2941番3、4、7及び8

5 縦覧期間

令和元年 8月8日から同年 9月5日まで

6 縦覧の場所

世田谷区世田谷総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第27号

開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和元年 8月13日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区千歳台二丁目209番9	東京都世田谷区千歳台二丁目7番1号



209番26	田中 ミサ
209番27	
209番28	
209番29	
209番31	
209番33	
211番19	
211番20	
211番21	
211番24	
211番25	

**◎世田谷区公告第28号**  
 開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和元年8月13日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 岡本三丁目 411番1 411番16 411番17 411番18 411番19 411番20 411番21 411番22 411番23 411番24 411番25 411番26 411番27 411番28 411番29 411番30	東京都新宿区 西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 代表取締役 仁島浩順

**◎世田谷区公告第29号**  
 開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和元年8月21日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 中町四丁目 91番4 91番24 91番25 91番26 91番27 91番28 91番29 91番30	東京都千代田区 丸の内二丁目4番1号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介

**規 則 (教)**

次に掲げる規則を公布する。  
 令和元年8月30日  
 世田谷区教育委員会

**世田谷区教育委員会規則第11号**  
 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則（平成30年3月世田谷区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
 第5条第3項中「3月」を「6月」に改める。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令 甲 (教)**

**◎世田谷区教育委員会訓令第1号**  
 教育委員会事務局  
 世田谷区立幼稚園  
 世田谷区幼稚園教職員服務監察規程を次のように定める。  
 令和元年8月30日  
 世田谷区教育委員会  
 世田谷区幼稚園教職員服務監察規程（目的）

第1条 この規程は、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の服務監察機関が行う教職員の服務に関する監察及びその処理に当たっての基本的事項を定めることにより、監察事務の公正な実施を図り、もって教職員の非行及び事故の発生を予防し、公務に対して寄せられる区民の信頼に応えることを目的とする。（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 教職員 教育委員会が任命する世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園に勤務する教職員をいう。
- 服務監察 予防監察及び事故監察をいう。
- 予防監察 教職員の服務状況及び服務に関連する事務事業の内容を監察することをいう。
- 事故監察 服務に関する法令等の規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる教職員及びその関係者から事情を聴取すること並びにこれらに関連する資料等を監察することをいう。（服務監察の対象）

第3条 服務監察は、教職員について行う。（服務監察事項）

第4条 服務監察は、次に掲げる事項につ

いて行う。

- 職務に関して発生した教職員の非行及び事故又はその疑いがある行為に関すること。
- 教職員の信用失墜行為又はその疑いがある行為に関すること。
- 前2号に定めるもののほか、教職員の服務状況に関すること。
- 教職員の服務に関連する事務事業に関すること。
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づく教職員の賠償責任の調査に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認めること。（服務監察の実施機関）

第5条 服務監察は、教育委員会の命により、主任監察員の指揮の下に、監察員及び副監察員が実施する。

- 主任監察員には教育次長の職にある者を、監察員には教育総務課長及び幼児教育・保育推進担当課長の職にある者を、副監察員には教育総務課調整係長及び幼児教育・保育推進担当係長の職にある者をもって充てる。
- 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、当該事案に係る監察員及び副監察員を別に任命することができる。（主任監察員等の責務）

第6条 主任監察員、監察員及び副監察員（以下「主任監察員等」という。）は、服務監察を行うに当たっては、公正を期し、区民の信頼に応えなければならない。

- 主任監察員等は、事故監察を行うに当たっては、事故監察の対象となる教職員の人権を侵害しないように努めなければならない。
- 服務監察の内容は、機密とし、主任監察員等は、その保持に努めなければならない。
- 主任監察員等は、服務監察に関し、関係機関と密接な連携を保ち、意思の疎通を図るように努めなければならない。（服務監察の基本的事項の策定等）

第7条 主任監察員は、服務監察を行うに当たっては、服務監察の基本的事項を策定しなければならない。

- 主任監察員は、予防監察を行うに当たっては、前項の基本的事項に基づき実施計画を策定しなければならない。（服務監察資料の提出等）

第8条 主任監察員は、服務監察に関し必要があるときは、当該服務監察に係る事案に係る園長及び副園長（以下「関係園長等」という。）に対し、調査書、報告書その他の関係資料の提出又は立会い若しくは説明を求めることができる。

- 主任監察員は、服務に関する法令等の規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる教職員及びその関係者から事情を聴取することができる。
- 服務監察を行うに当たっては、関係園長等及びその所属の教職員は、主任監察員等に協力しなければならない。（非行及び事故の報告等）

第9条 園長及び副園長は、第4条第1号及び第2号に該当する事実並びに同条第5号に規定する調査により教職員に賠償責任があることを知ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、主任監察員に事故監察を行うことを命ずることができる。

(服務監察の結果の報告)

第10条 主任監察員は、予防監察を行った事項についての改善意見書又は事故監察を行った事項についての措置意見書を作成し、これらの意見書により服務監察の結果を教育委員会に報告しなければならない。

(服務監察の結果に基づく措置命令等)

第11条 教育委員会は、前条の規定による服務監察の結果の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係園長等に対し必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

2 教育委員会は、前条の服務監察の結果が教職員の身分に係るものであり、かつ、必要があると認めるときは、当該教職員の処分について世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会規程(令和元年8月世田谷区教育委員会訓令甲第2号)第1条に規定する世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会に諮問する。

(改善措置状況の報告)

第12条 関係園長等は、前条第1項の規定により命令を受けた事項については、速やかに必要な措置を講じ、その結果を教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令甲第2号

教育委員会事務局  
世田谷区立幼稚園  
世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会規程を次のように定める。

令和元年8月30日

世田谷区教育委員会  
世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会規程

(設置)

第1条 世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する世田谷区立幼稚園(世田谷区立学校設置条例(昭和39年3月世田谷区条例第21号)第1条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。)に勤務する教職員(以下「教職員」という。)に対する分限及び懲戒に関する処分の実施について、その適正を期するため、世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(掌理事項)

第2条 審査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教職員に対する次に掲げる処分について審査し、答申する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の規定に基づく教職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の

処分

- (2) 地方公務員法第39条の規定に基づく懲戒処分

(構成)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、教育長をもって充てる。
- 3 委員には、教育次長、教育政策部長、教育総務課長、幼児教育・保育推進担当課長、学校職員課長及び教育指導課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の事案に関係のある者の出席を求め、意見を徴することができる。

(職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ定めた順序により、委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。(定足数及び表決)

第6条 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 審査委員会は、前項の規定による決定の前に、あらかじめその会議に係る事案に関する服務監察(世田谷区幼稚園教職員服務監察規程(令和元年8月世田谷区教育委員会訓令甲第1号)第2条第2号に規定する服務監察をいう。)を担当する職員の意見を徴するものとする。

(除斥)

第7条 委員長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その議事に参与することができない。ただし、審査委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(幹事)

第8条 審査委員会に幹事を置き、学校職員課長の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事は、委員長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、学校職員課において処理する。

附 則

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により令和元年9月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定により告示する。

令和元年8月19日

世田谷区選挙管理委員会

登録を行う日 令和元年9月2日

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第25回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和元年8月21日

世田谷区農業委員会会長

高橋昌規

- 1 開催日時 令和元年8月28日(水) 午後3時
- 2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について